

令和3年度第1回狭山市都市計画審議会（会議録）

- ◎開催方法 書面開催
- ◎出席委員 新良委員、五十子委員、大澤委員、大沢委員、大冨委員、角田委員
木村委員、後藤委員、齋藤委員、實委員、田端委員、内藤委員、西塚委員
福田委員、増田委員
- ◎欠席委員 0名
- ◎議 題 ○諮問案件
議題1 特定生産緑地の指定について
本案件については、全委員（15名）から「異議なし」の回答があった。
指定の判断（案）：指定する→92筆、指定しない→7筆
※指定しない主な理由→雑草管理不良等
○報告案件
議題2 次期土地利用転換候補地区の選定について
議題3 狭山市汚物処理場の都市計画変更について
- ◎議事録 別紙「質問回答票」のとおり

質問回答票（議題1）

質問箇所	質問内容	回答内容
<p>議題1</p> <p>3,4 ページ</p> <p>6 ページ</p> <p>7 ページ</p> <p>7 ページ</p>	<p>○ 特定生産緑地制度のメリットとデメリットは。</p> <p>○ 雑草管理不良においては、一時的な休耕中であっても耕作し得る状態を保つ必要があるとしているが、耕作し得る状態の判断基準等はあるのか。</p> <p>○ 1 回目受付について、申請分の内訳票によると「指定する」及び「指定しない」の欄の数と10 ページから97 ページまでのそれぞれの具体的な数とに、相違があるのは、実際に現地調査をした結果の判断(案)で、数に違いがあると理解してよいのか。</p> <p>○ 1 回目の受付では41 名より、45 地区、101 筆、7.72 ヘクタールの申請が出されているが、全体の筆数及び面積から占める割合は。</p>	<p>○ 資料の3 ページ「図. 特定生産緑地に指定する場合」、4 ページ「図. 特定生産緑地に指定しない場合」、表「特定生産緑地の指定を受けた場合と受けない場合の比較（まとめ）」の記載の通りです。</p> <p>○ 管理状況につきましては、資料の7 ページの記載の通り、10 月の現地調査で確認しております。その際、適切に除草されているか再確認が必要と思われた生産緑地については、10 月以降も草丈や除草頻度等の確認のため、複数回の現地調査を行い、総合的に判断したものであります。耕作し得る状態の判断基準については、草丈を確認しており、足首の高さ程度を目安としております。 ※上記とは別に生産緑地の全ての筆を対象とした現地調査も年1 回実施しております。</p> <p>○ 7 ページ「5 特定生産緑地の指定申請の受付状況（1 回目）」(2)の表で「指定する」と申請があった筆数は99 筆であり、この99 筆について、10 ページから97 ページに記載しております。「指定しない」と申請があった2 筆について、現地調査及び市の判断（案）は不要なため、10 ページから97 ページに記載はありません。</p> <p>○ 指定対象となる生産緑地の筆数は387 筆、面積としては33.31 ヘクタールとなります。1 回目の受付で、申請数は、「指定する」が99 筆、「指定しない」が2 筆の合計101 筆あり、申請割合としては全体</p>

8 ページ	<p>○ 2 回目の受付が令和 3 年 5 月に終了しているが、申請状況及び全体の筆数及び面積から占める割合は。</p>	<p>の約 26%になります。申請面積としては、「指定する」が 7.63 ヘクタール、「指定しない」が 0.09 ヘクタールの合計 7.72 ヘクタールであり、申請割合としては全体の約 23%になります。</p> <p>○ 2 回目の受付で、申請数は、「指定する」が 169 筆、「指定しない」が 18 筆の合計 187 筆あり、申請割合としては全体の約 48%になります。申請面積としては、「指定する」が 13.55 ヘクタール、「指定しない」が 2.54 ヘクタールの合計 16.09 ヘクタールであり、申請割合としては全体の約 48%になります。</p> <p>【1 回目+2 回目】</p> <p>筆の申請数（指定+指定しない）の割合としては全体の約 74%になります。(288 筆/387 筆=74.42%)</p> <p>面積での申請割合（指定+指定しない）としては全体の約 71%になります。(23.81ha/33.31ha=71.48%)</p>
8 ページ	<p>○ 3 回目の受付が令和 4 年 3 月頃となっているが、猶予幅ほどの程度あるのか。</p>	<p>○ 3 回目の受付期間は、1 ヶ月から 1 ヶ月半程度を見込んでおります。</p>
68, 69 ページ	<p>○ D 第 8 号生産緑地地区については、看板（目的外）設置を理由として「指定しない」との判断がされているが、説明資料では「所有者に指導し、撤去の意向」とある。指定前に撤去された場合の指定はどうなるのか。</p>	<p>○ 第 1 回受付分の現況調査は、令和 2 年 10 月 13 日から 10 月 14 日に実施し、「指定しない」や「再調査をしたほうが良い」と判断した生産緑地については、後日再調査をしており、市の判断（案）としております。当該地については、令和 3 年 7 月 26 日に最終確認し、その時点で目的外の看板があったことから、「指定しない」としております。（指定要件は令和 2 年 7 月に案内し、看板の撤去については半年以上前に指導）</p> <p>事務処理の都合上、都市計画審議会の開催の約 1 か月前に判断しております。仮に都市計画審議会の開催までに除去されたとしても、今回の決定で判断を変更することせず、次回以降の手続きで対応</p>

<p>68, 69, 72, 73 ページ</p>	<p>○ 農業目的以外の看板が設置されていたり、雑草の管理が不良のため、特定生産緑地に指定しない案件について、近々に看板が撤去されたり、雑草がきれいに刈り取られたりした場合は、今回の諮問で「指定する」に変更できるのか。</p>	<p>いたします。</p> <p>○ 事務処理の都合上、「市の判断（案）」を都市計画審議会の開催の約1か月前に決定しております。仮に都市計画審議会の開催までに看板が撤去されたり、雑草がきれいに刈り取られたりしたとしても、今回の決定で判断を変更することはせず、次回以降の手続きで対応いたします。</p>
<p>72, 73, 76, 77 ページ</p>	<p>○ F第4号生産量地地区については②③は管理良好だが、「面積が満たない」との理由で「指定しない」との判断がされている。所有者からは指定希望があるようだが、今後、例えば④を良好に管理するなどの改善が見られた場合、扱いはどうなるのか。また、76, 77ページの⑥も同様。</p>	<p>○ F第4号生産量地地区④の管理が改善されれば、②③④の合計面積が約0.06ヘクタールとなり、面積要件及び他の指定要件も満たすことになるため、②③④を特定生産緑地に「指定する」という判断になります。76, 77ページの⑥も管理が改善されれば、「指定する」という判断になります。</p>
<p>68, 72, 76 ページ</p>	<p>○ 看板の設置や雑草管理不良に伴い、市の判断は「指定しない」となっているが、改善措置などを行えば、3回目の申請が可能か。</p>	<p>○ 1回目の判断で「指定しない」となった場合でも、資料6ページ(5)の記載のとおり、耕作状況等の改善が確認され、耕作を継続する意思が確認できれば、2回目や3回目で「指定する」とすることは可能です。その場合には、改めて申請は求めず、次回の手続きに含めます。</p>
<p>72, 73, 88, 89 ページ</p>	<p>○ 現況写真①(1)、④(1)、⑤(1)、⑤(2)の指定しない場合の理由として、雑草管理不良としているが、89ページ現況写真①(1)、①(2)では市の判断（案）として指定するとしている。これらの雑草管理の良あるいは不良とする基準は何か。</p>	<p>○ 雑草管理については、草丈を確認しており、足首の高さ程度までは「良」、それより高い場合には「不良」としています。ただし、一度の調査で判断せず複数回確認し、総合的に判断しております。</p>

○ F 第 4 号生産緑地地区では、0.05 ヘクタールを満たさないことから、「指定しない」となっているが、F 第 20 号生産緑地地区では、隣接する農地と合わせて一団の農地とみなせることから「指定する」となっている。

一団の農地とみなす基準や規定などはあるのか。

○ 一団の農地とみなす基準は、以下のとおりです。

- ・原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域であり、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱います。
- ・小規模として取り扱う道路、水路等の幅員規模としては、6mが上限となります。
- ・ただし、稠密な市街地等において、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等とみなします。この場合、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100 m²を下限とします。
- ・面積要件を満たさない生産緑地を、他の地区の生産緑地と合わせて一団の農地と見なし、特定生産緑地に指定する場合は、面積要件を満たさない生産緑地の全てを特定生産緑地に指定することとします。

例：F 第 20 号生産緑地地区①の筆（0.02 ヘクタール）だけでは 1 地区 0.05 ヘクタール以上の面積要件を満たさないため、F 第 19 号生産緑地地区の農地と合わせて一団の農地と見なし、特定生産緑地に指定する。この際、F 第 20 号生産緑地地区①（生産緑地面積：0.02 ヘクタール）のうち、特定生産緑地にはその一部を指定することは認めず、全部指定を条件とする。

○ F 第 4 号生産緑地地区のような場合

雑草管理不良地であるが、農業者の耕作する意欲は感じないため、狭山市から地主に積極的に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用して、市民農園の開設を進めたらどうか。

○ 市が貸し出しを行っている市民農園が、柏原、北入曾、新狭山、笹井にそれぞれ 1 箇所と南入曾に 2 箇所の計 6 箇所、区画数としては 472 区画、面積としては 7,080 平方メートルあります。

商業観光課で貸し出しを行っており、今年度の利用状況を確認したところ、募集した際に約 150 区画の空きが出てしまい、利用者をお願いして、空いている区画を使用いただいているとのことでした。そのため、現時点では市で新たに市民農園を開設する予定はありません。

しかしながら、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用して個人または法人で市民農園を開設することも可能なため、所有者には、本制度の紹介をさせていただきます。

(全生産緑地所有者に郵送した「特定生産緑地指定の手引き」の Q A で都市農地の貸借の円滑化に関する法律について記載あり)

【都市農地の貸借の円滑化に関する法律について】

生産緑地の貸借については、

- (1) 埼玉県知事の許可を受けた上で、当事者が貸借借契約を更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で契約が自動的に更新されること（法定更新制度）
- (2) 所有者が相続税納税猶予の適用を受けている場合、生産緑地を貸し付けると納税猶予が打ち切られることから、所有者が生産緑地を貸したがないケースがありました。

このため、生産緑地を貸借しても、法定更新されない新しい制度として、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借円滑化法」という。）」を制定するとともに、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸付けについて相続税納税猶予が継続するよう措置されました。本制度を適用するためには、所有者から賃借権

81, 82, 95 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ○ p. 81②(1), p. 82⑥(6), p. 95①(2)の写真を見る限りでは、家庭菜園に貸している状況もうかがい知れるが、仮に農業の主たる従事者が他の方に貸している場合は、特定生産緑地として指定できるのか。 	<p>又は使用貸借による権利の設定を受けようとする者は、耕作の事業に関する計画を市に提出し、農業委員会の決定を経て認定してもらい、計画通り事業を行う必要があります。(所管課：農業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に農業の主たる従事者が他の方に貸している場合でも、特定生産緑地として指定は可能です。
84 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ○ F 第 20 号生産緑地地区は、位置図の緑色の部分が今回の申請された対象であるが、両端の灰色の部分をいれると 0.05 ヘクタールの条件に満たされると思うが、緑色の部分のみの申請となったのは相続の関係か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ F 第 20 号生産緑地地区の緑色の部分と灰色の部分の所有者は異なり、緑色の部分の申請理由は把握しておりません。
84 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 注記では「F 第 19 号生産緑地地区の特定生産緑地の農地と合わせて一団の農地とみなせる」とあるが、F 第 19 号生産緑地地区にまとめることはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ F 第 20 号生産緑地地区を廃止し、F 第 20 号生産緑地地区に指定されていた生産緑地を F 第 19 号生産緑地地区にまとめることは可能ですが、都市計画変更が必要になります。現時点では、都市計画変更をする理由がないため、変更の予定はありません。 <p>【地区を合併する場合】</p> <p>F 第 20 号生産緑地地区の 1 筆が生産緑地の指定から解除され、残り 2 筆では 0.05 ヘクタールの地区の面積要件を満たさず、道連れ解除となるような際に、道連れ解除防止を目的に F 第 19 号生産緑地地区にまとめることは可能です。</p>
90 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ○ F 第 46-2 号生産緑地地区のような場合 土地区画整理事業で整備した区画に換地された農地で、住宅地を目的に税金を投入してインフラ整備がされている。写真を見ると、管理はされているが、作付けをしているようには見えない。特定生産緑地の指定とは別の話だが、宅地にすべき土地だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産緑地法第 2 条第 1 号の「農地等」には、何らかの理由により一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であっても、容易に耕作の用に供することができるようなものであれば、「農地等」に含まれることから、作付けをしていなくても特定生産緑地に指定できるようにしております。宅地にするかは所有者の意向によるため、

<p>申請について</p>	<p>ただし、92 ページの F 第 48-1 号生産緑地地区②のような、家庭菜園の様な利用は好ましく思う。</p> <p>○ 特定生産緑地申請において、申請者は「何を生産するため」のような理由を提出するのか。</p>	<p>現時点で宅地にするのは難しいですが、F 第 48-1 号生産緑地地区②のような活用方法もあるため、所有者に今後の活用方法について確認を行います。</p> <p>○ 特定生産緑地の指定手続きの中で、申請者から「何をいつ生産するのか」や「誰が主に農業に従事するのか」等の記入は求めておりません。</p>
<p>制度について</p>	<p>○ 今回は 30 年経過が近づく対象地を特定生産緑地として指定し、税優遇を 10 年受けられるが、今まで生産緑地に指定がなされていない農地を新たに生産緑地の指定を行い、30 年経過後に特定生産緑地としての指定は可能か。</p>	<p>○ 現在の市街化区域内において、追加指定をする予定はありませんが、区域区分の変更により市街化区域に編入した区域については可能となります。平成 31 年 1 月 29 日付けの区域区分の変更により、市街化区域に編入した区域について、農地所有者の意向を踏まえて 1 地区約 0.17 ヘクタールを追加指定しており、指定から 30 年が近くなる頃に特定生産緑地の指定についてご案内する予定です。</p>
<p>申請について</p>	<p>○ 特定生産緑地の指定の申請にあたり、土地所有者に対し申請の有無の確認など、勧奨は行うのか。また、申請を忘れた所有者に対しての何らかの救済措置はあるのか。</p>	<p>○ 特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過前までに行う必要があります。狭山市の場合は、令和 4 年 12 月 8 日までに指定する必要があります。30 年経過後は、特定生産緑地の指定は受けられなくなり、申請を忘れた所有者に対しての救済措置はありません。</p> <p>ただし、特定生産緑地の指定を進めるにあたり、電話や戸別訪問をして、申請の有無や意向確認など行っており、3 回目の最終受付に向けて、引き続き呼びかけを行う予定であります。また、3 回目の受付期間をご案内する最終通知は、配達証明郵便で送付することも検討しております。配達証明郵便等で到達確認を行い、周知漏れがないよう努めてまいります。</p>

利用状況について	○ 写真を撮ったとき、申請者の方に土地の利用状況を聞いたのか。	○ 土地の利用状況については、生産緑地の全筆を対象とした年1回の現況調査や特定生産緑地の指定申請に係る現況調査を通して確認しております。現況調査の際に土地所有者の立会いは求めておりませんが、特定生産緑地の指定相談の中で、今後の土地利用について確認している場合もあります。
指定について	○ 現況写真だけ見ると、庭のようだったり（P19①、P79①(1)）雑草に見えたり（P25⑥、P61④(2)、P75①、P81⑥(1)、P83⑨⑩、P89①(1、2)）なので、判断が難しい。今回指定しないとされた場所は、指定しない理由の個所を是正すれば、指定してもらえるのか。	○ 1回目の判断で「指定しない」となった場合でも、資料6ページ(5)の記載のとおり、耕作状況等の改善が確認され、耕作を継続する意思が確認できれば、2回目や3回目で「指定する」とすることは可能です。
管理について	○ 適切に管理されていないものについては指定しない方針で良いと思うが、所有者に対して管理状況の改善が必要である旨を伝えたのか。また、改善が見られた場合は、2回目以降に指定するとの認識でよいのか。	○ 所有者に対して管理状況の改善が必要である旨を伝えた場合と伝えていない場合の両方があります。伝えた場合は、明らかに指定要件を満たしていない場合（目的外の看板設置や雑草背丈が高いもの等）で、伝えていない場合は、雑草管理がきちんとなされているか確認するため何度か調査が必要となった場合です。 改善が見られた場合には、2回目以降に指定することが可能なため、2回目以降に指定が可能となるよう、今後、所有者に管理状況の改善指導を行っていきます。
標識について	○ 何件かの現地写真にある生産緑地地区の指定札は掲示の義務はあるのか。一般的にはあると分かりやすいが、個人情報の問題もあり難しいのか。	○ 生産緑地法第6条第1項において、「市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければならない。」とされており、平成4年の当初指定の際に各地区に1,2本の標識を設置しております。（各筆には設置していません。） また、都市計画図のPDFデータを市公式ホームページに掲載し、生産緑地の位置を明示しております。

		<p>なお、特定生産緑地の標識等に関して、生産緑地法上の規定はありません。</p>
--	--	---

質 問 回 答 票 （ 議 題 2 ）

質問箇所	質問内容	回答内容
<p>議題 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定場所内に幼稚園があるが、通園している子どもたちに影響はあるのか。あった場合、どのように対処するのか。 ○ 次期土地利用転換候補地区が狭山日高インター付近はとても良いと思う。圏央道が開通し、運送に係る企業のニーズは高いと思う。 ○ 検討地区②は国道 16 号と関越道川越インターチェンジにもアクセスできる場所にありながら、以前から検討はされてこなかったのか。また、検討地区の青色破線で囲われた両側の市街化調整区域は対象としない理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備手法につきましては、市街化区域編入をし、工業系の用途地域を指定し、企業の誘致を図りますが、土地利用計画において、幼稚園の周囲に公園の配置や緩衝帯として緑地を整備するなどの配慮を検討してまいります。 ○インターチェンジに近いという立地特性から企業ニーズが高いことから、産業系の土地利用の計画を進めてまいります。 ○検討地区②は、以前より土地利用転換構想地区として位置付けがあり、検討してきたところでありますが、市街化調整区域を土地利用転換する場合は、国や県との農地転用に係る協議があり、農地を保全する観点から、一団の区域として捉えられない複数個所を同時に事業化することは不可能とされており、今回の次期土地利用転換候補地区を検討した結果、選定されなかったものです。検討地区の青色破線の左側については、第2次都市計画マスタープランにおいて計画的整備区域（都市機能促進区域）として、中心市街地の魅力・生活利便性向上に資する土地利用を促進する地区として位置付けられ、産業系の土地利用の位置付けではないため、対象から外しました。また、検討地区の青色破線の右側については、土地利用転換を図る計画的整備区域（産業機能促進）に位置付けられていませんので、対象から外しました。

質 問 回 答 票 （ 議 題 3 ）

質問箇所	質問内容	回答内容
<p>議題 3</p>	<p>○ 狭山市汚物処理場（狭山市浄化センター）は、処理能力を平成 16 年 4 月に、100 キロリットル/日から 39 キロリットル/日に変更し、現在まで 39 キロリットル/日を継続しており、約 17 年が経過している。長期にわたり、処理能力及び区域の除外の都市計画変更が提案されなかった理由は。</p> <p>○ 今回の提案では、現在の都市計画決定区域から 1.1 ヘクタールを除外する区域として広場整備を予定しているとあるが、除外する区域内に「雨水流出抑制施設」が存在している。除外後の「雨水流出抑制施設」の扱いはどのようなになるのか。</p> <p>○ 狭山市の生活排水処理施設整備構想を基に、公共下水道地域、浄化槽地域等の現状（整備率、接続率等）と今後の計画は。また、それを基に「狭山市汚物処理場」の将来的な稼働見通しは。</p>	<p>○ 旧施設の一部を再利用した雨水流出抑制施設整備についての検討や予算措置に時間を要しましたが、令和 2 年 3 月に雨水流出抑制施設の整備が完了したこと、将来、建て替え用地となる位置に存する、現在使用していない旧施設の解体に係る計画が整ったこと、除外する区域を広場として整備する予算措置の目途がたったことなどから、地元自治会の要望も踏まえ区域の縮小と処理能力の変更を行うものです。</p> <p>○ 「雨水流出抑制施設」は、現在の都市計画決定区域 2.1 ヘクタール及び都市計画決定区域外の市所有地を合わせた計 2.6 ヘクタールの雨水を処理する施設であります。</p> <p>「雨水流出抑制施設」は、都市計画決定区域外となりましても、今まで同様に雨水を処理する施設として利用いたします。</p> <p>○ 令和 3 年 3 月末日時点の狭山市公共下水道普及率は、96.7 パーセント、接続率（水洗化率）は、98.8 パーセントです。狭山市公共下水道事業計画では、概ね市内全域を計画区域として整備を進めており、浄化槽地域の設定はありません。公共下水道の未整備の地域については、浄化槽等の使用となります。</p> <p>くみ取りし尿、浄化槽汚泥量は公共下水道の普及等により減少傾向にあります。年間搬入量は、平成 20 年の 9,900 キロリットルから令和 2 年には 8,000 キロリットルへと減少しています。搬入量のうちくみ取りし尿は減少していますが、浄化槽汚泥は横ばい状況です。今後も搬入量の増加は見込めないことから、引き続き現施設の規模</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今の感染症の流行下では、し尿の取り扱いには慎重さが必要と考 える。希釈するだけとはいえ、場外に漏れないよう対策を十分にと った施設となることを説明会などで話されることを希望する。 ○ 浄化センターを縮小し、跡地を市民が利用する形はとても良いと 思う。入間川にこここテラスの様に市民の憩いの場になるような計 画をお願いします。 ○ 浄化センターについて、施設の建て替え計画（用地）「同等の規模 で対応可」とのことだが、現在どのような建て替え計画となっている のか。 ○ 旧施設の解体にあたっては裁判となっていた記憶があるが、現在 どのような状況か。 ○ 面積を縮小することのメリットとデメリットは。 ○ 除外する区域 11,038 m²は、広場整備が予定されるとあるが、搬入 路は市道に変更されるのか。 	<p>で稼働してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の処理施設は、強固な構造で汚水が流出しない構造となっ ております。将来、施設の建替えにおいても引き続き汚水の流出は生 じない対策を講じてまいります。 ○ 地元自治会の意向に沿った憩いの場となるよう整備してまいりま す。 ○ 狭山市公共施設再編計画では、令和 20 年度から令和 29 年度に現 施設の大規模改修を位置付けております。その後の建て替えについ ては、具体的な計画の策定に至っておりませんが、し尿等搬入量の 増加は見込めない状況から現在の施設と同規模で対応可能と考 えております。 ○ 裁判は結審しています。旧施設の解体後、旧施設の一部を再利用 した敷地内及び周辺の土地を含めた 2.6 ヘクタールの雨水処理を対 象とする雨水流出抑制施設を令和元年度に整備し、現在稼働してい ます。 ○ メリットについては、施設面積の縮小を希望している地元自治会 の要望に沿うものです。デメリットは特にありません。 ○ 搬入路は市道認定しません。
--	---	--

○ 現在の汚物処理場に隣接している旧施設は、今後解体の予定と記載があるが、解体工事はいつごろを予定しているのか？また、解体後の用地はどのように活用する予定なのか？

○ 令和6年度に解体工事を予定しています。解体後は、建替え用地として舗装等の整備を行い、引き続き浄化センターの敷地として管理します。一般開放等はいりません。